

会計室服務規律刷新委員会設置要綱

(設置)

第1条 会計室における服務規律に違反する行為を防止し、もって職員に厳格な服務規律を徹底させることを目的として、会計室服務規律刷新委員会(以下「室服務刷新委員会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 室服務刷新委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 大阪市服務規律刷新プロジェクトチームにおける取組に関すること。
- (2) その他、会計室職員(以下「室職員」という。)の服務規律の確保、室職員の非行その他の不祥事の根絶のために必要となる措置を講ずること。

(組織)

第3条 室服務刷新委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会計室長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 室服務刷新委員会の会議は、委員長が委員を招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に室服務刷新委員会の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 室服務刷新委員会の庶務は、会計企画担当において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月18日から施行する。

別表(第3条関係)

会計企画担当課長、会計管理担当課長、決算調整担当課長、会計企画担当課長代理、会計管理担当課長代理、決算調整担当課長代理